

改正 平成31年3月13日 原規規発第1903133号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド（原規技発第13061921号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月13日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部改正について

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成31年4月2日から施行する。

(別添)

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド（原規技発第 13061921 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「<u>原子炉等規制法</u>」という。）並びに<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「<u>実用炉規則</u>」という。）第 100 条から第 112 条までの規定及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「<u>研開炉規則</u>」という。）第 95 条から第 107 条までの規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の<u>原子炉等規制法第 43 条の 3 の 30 の規定に基づく設計の型式証明</u>（以下「<u>型式証明</u>」という。）及び<u>同法第 43 条の 3 の 31 の規定に基づく型式の指定</u>（以下「<u>型式指定</u>」という。）に関する運用について、<u>以下のとおり示す。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「<u>原子炉等炉規法</u>」という。）及び<u>実用発電用原子炉施設の設置、運転等に関する規則</u>（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「<u>実用炉規則</u>」という。）第 100 条から第 112 条の規定並びに研究開発段階発電用原子炉施設の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「<u>研開炉規則</u>」という。）第 95 条から第 107 条の規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の<u>型式証明及び型式指定に関する運用</u>についてを、<u>下記のとおり示す。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1. 特定機器の種類</u></p> <p><u>(1) 実用炉規則第 100 条第 1 号又は研開炉規則第 95 条第 1 号の「再結合装置」の範囲は、実用炉規則又は研開炉規則別表第 3 上欄の区分によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 実用炉規則第 100 条第 2 号又は研開炉規則第 95 条第 2 号の「圧力逃がし装置」の範囲は、実用炉規則又は研開炉規則別表第 3 上欄の区分によるものとする。</u></p>

(3) 実用炉規則第100条第3号又は研開炉規則第95条第3号の「ガスタービンを原動力とする発電設備」の範囲は、実用炉規則又は研開炉規則別表第3上欄の区分によるものとする。

(4) 実用炉規則第100条第4号又は研開炉規則第95条第4号の「内燃機関を原動力とする発電設備」の範囲は、実用炉規則又は研開炉規則別表第3上欄の区分によるものとする。

(5) 実用炉規則第100条第5号又は研開炉規則第95条第5号の「無停電電源装置」の範囲は、実用炉規則又は研開炉規則別表第3上欄の区分によるものとする。

(6) 実用炉規則第100条第6号又は研開炉規則第95条第6号の「電力貯蔵装置」の範囲は、実用炉規則又は研開炉規則別表第3上欄の区部によるものとする。

なお、別表第3中欄に掲げる事項の一部について、特定機器の一部ではなく、発電用原子炉施設の一部として、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく発電用原子炉施設の許可又は同法第43条の3の8に基づく変更の許可並びに同法第43条の3の9第1項に基づく、発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の際に設計の妥当性を確認するものについては、型式証明又は型式指定の申請の際にその旨を明確にすることにより、その範囲に含まないことができる。

1. 型式証明関係

(1) 実用炉規則第101条第1項及び研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、特定機器の設計に係る以下の事項が同一であ

2. 型式証明関係

(1) 実用炉規則第101条第1項又は研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、次のとおり解釈する。

れば、特定機器の型式は同一であると解釈する。

①実用発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、実用炉規則第101条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」

②研究開発段階発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(2) 実用炉規則第101条第1項第3号及び研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の名称及び型式」とは、型式証明の申請に際して、特定機器を判別するために付した名称及び型式をいう。

特定機器の設計に係る以下の諸元の内容が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。

(新設)

(新設)

①再結合装置：再結合の方法、容量、再結合効率、常設又は可搬型の別の別

②圧力逃がし装置：フィルターの種類、容量、除去率、常設又は可搬型の別の別

③非常用電源設備（ガスタービンを原動力とする発電設備）：原動機の種類、容量、起動時間、常設又は可搬型の別の別

④非常用電源設備（内燃機関を原動力とする発電設備）：原動機の種類、容量、起動時間、常設又は可搬型の別の別

⑤非常用電源設備（無停電電源装置）：種類、容量、常設又は可搬型の別の別

⑥非常用電源設備（電力貯蔵装置）：種類、容量、常設又は可搬型の別の別

(2) 実用炉規則第101条第1項第3号又は研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の名称及び型式」とは、型式証明の申請に際して、特定機器を判別するために付した名称及び型式をいい、詳細な設計が異なっても、同条第1項第4号の事項が同一であれば同一の名称及び型式

(3) 実用炉規則第101条第1項第4号及び研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」とは、型式証明を受けようとする特定機器の構造及び当該特定機器を構成する設備のうち、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要な構造及び設備をいう。

(4) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式証明を受けようとする特定機器の寸法、耐用年数その他の特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲を限定することをいう。

(5) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「条件を付する」とは、考慮すべき外部からの衝撃、特定機器の周囲温度、公衆への放射線防護その他の特定機器を設置する場所に依存する事項について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく設置の許可又は同法第43条の3の8第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。

特定兼用キャスクにあつては、原子炉等規制法第43条の3の9第1項に基づく工事計画の認可（以下「工事計画認可」という。）の申請までに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けることを条件とすること。

を付すことができる。

(3) 実用炉規則第101条第1項第4号又は研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」とは、証明を受けようとする特定機器の構造及び機器を構成する設備のうち、2.(1)に掲げる諸元その他設置許可の基準に適合していることを確認するために必要な構造等をいう。

(4) 実用炉規則第101条第1項第5号又は研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲」とは、型式証明を受けようとする特定機器を使用できる発電用原子炉施設の範囲をいう。

(5) 実用炉規則第101条第1項第5号又は研開炉規則第96条第1項第5号の「条件を付する場合」とは、型式証明に際して、原子炉施設の設置（変更）許可申請時に別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

(6) 実用炉規則第101条第2項第1号及び研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の設計が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(7) 実用炉規則第101条第2項第2号及び研開炉規則第96条第2項第2号の「特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書」とは、特定機器を発電用原子炉施設において使用した場合に当該施設の安全性を損なうような影響を及ぼし得ないこと及び事故時に当該特定機器に求められる安全機能を適切に発揮できることを説明する書類をいう。

(削る)

2. 型式指定関係

(1) 原子炉等規制法第43条の3の31第3項第3号の「均一性を有するものであること」とは、同条第1項の申請に係る型式設計特定機器が均一に製作されるよう品質保証が行われていることをいう。

(2) 実用炉規則第106条及び研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、型式設計特定機器の設計に係る以下の事項が同

(6) 実用炉規則第101条第2項第1号又は研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の設計が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(7) 実用炉規則第101条第2項第2号又は研開炉規則第96条第2項第2号の「特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書」とは、特定機器を発電用原子炉施設において使用した場合に、当該施設の安全性を損なうような影響を及ぼし得ないこと、及び当該機器を発電用原子炉施設に使用した場合の事故時の安全評価といった当該機器に求められる安全機能を適切に発揮できることを説明した書類をいう。

(8) 実用炉規則第102条又は研開炉規則第97条の「型式証明の変更」とは、同規則第101条又は研開炉規則第96条の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が特定機器の設計を変更するために承認を受けることをいう。

3. 型式指定関係

(1) 原子炉等規制法第43条の3の30第3項第3号の、「均一性を有するものであること」は、申請に係る型式設計特定機器と同じ設計を有する型式設計特定機器が均一に製作されるよう品質保証が行われていることをいう。

(2) 実用炉規則第106条又は研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、次のとおり解釈する。型式設計特定機器の設計に

一であれば、型式設計特定機器の型式は同一であると解釈する。

- ①特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ②再結合装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ③圧力逃がし装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項
- ④ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑤内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑥無停電電源装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ⑦電力貯蔵装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項

(3) 実用炉規則第107条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型

係る以下の諸元の内容が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。

(新設)

- ①再結合装置：実用炉規則又は研開炉規則別表第3の当該機器に係る同表中欄1に掲げる各諸元
- ②圧力逃がし装置：実用炉規則又は研開炉規則別表第3の当該機器に係る同表中欄1～6に掲げる各諸元
- ③ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則又は研開炉規則別表第3の当該機器に係る同表中欄1～3に掲げる各諸元
- ④内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則又は研開炉規則別表第3の当該機器に係る同表中欄1～3に掲げる各諸元
- ⑤無停電電源装置：実用炉規則又は研開炉規則別表第3の当該機器に係る同表中欄1に掲げる各諸元
- ⑥電力貯蔵装置：実用炉規則又は研開炉規則別表第3の当該機器に係る同表中欄1に掲げる各諸元

(3) 実用炉規則第107条第1項第2号又は研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする特定機器の

式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場であって、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「実用炉設計等品質管理基準規則」という。）第12条第1項に規定する品質管理監督システムの計画において主体的な役割を担っている工場をいい、研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場であって、研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第12号。以下「研開炉設計等品質管理基準規則」という。）第12条第1項に規定する品質管理監督システムの計画において主体的な役割を担っている工場をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の製造工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製造工場とする。

(4) 実用炉規則第107条第1項第4号及び研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の名称及び型式」とは、型式指定の申請に際して、型式設計特定機器を判別するために付した名称及び型式をいう。

(5) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の設計の概要」とは、型式指定を受けようと

完成品を組み立てる工場又は機器の大部分を製作する工場であって、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「実用炉設計等品質管理基準規則」という。）第12条第1項及び「研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第12号。以下「研開炉設計等品質管理基準規則」）第12条第1項に規定する「品質管理監督システムの計画」において主体的な役割を担っている工場をいう。非常用ディーゼル発電機のように発電機とディーゼル原動機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、発電機とディーゼル原動機特定機器の製造工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製造工場とする。

(4) 実用炉規則第107条第1項第4号又は研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の名称及び型式」とは、申請に際して、特定機器を判別するために付した名称及び型式をいい、申請に係る型式設計特定機器と同じ設計を有する型式設計特定機器が均一に製作されるよう、同一の主たる製造工場における同一の品質保証の下で製作され、同項第6号の「型式設計特定機器の設計の概要」が同一であれば同一の名称及び型式を付することができる。

(新設)

する型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれにも適合していることを確認するために必要な設計の概要をいう。

特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに設置許可基準規則第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(6) 実用炉規則第107条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る実用炉設計等品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、実用炉設計等品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・ 第1条中「実用発電用原子炉及びその附属施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・ 第2条から第55条までの規定中「発電用原子炉設置者」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」と、「発電用原子炉施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・ 第2条第2項第1号中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証するために必要

(5) 実用炉規則第107条第1項第7号又は研開炉規則第102条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る「実用炉設計等品質管理基準規則」第5条又は「研開炉設計等品質管理基準規則」第5条の規定に対応して計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合、当該規則は以下のとおり読み替えて解釈する。

- ・ 第1条中「第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉及びその附属施設」又は「第43条の4第1項に規定する研究段階発電用原子炉及びその附属施設」を「第43条の3の30第1項に規定する型式設計特定機器」とする。
- ・ 第2条第2項第1号中「発電用原子炉設置者」を「型式設計特定機器の製造者等（以下「製造者等」という。）」とする。
- ・ 第2条第2項第1号中「保安活動」を「品質保証活動（その設計が基準に適合していると確認された型式設計特定機器と同じ設計を有する型式設計特定機器が、均一性を有することを保証するために必要

な措置を体系的に実施することをいう。以下同じ。)とする。

- ・第2条第2項第2号、第3条第2項第8号、第5条第2号から第5号まで、第8条第6号、第13条、第19条第2号、第29条第2項第3号及び第55条第1項中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動」とする。

(削る)

(削る)

(削る)

- ・第3条第6項中「保安」とあるのは、「品質保証（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。
- ・第3条第7項、第20条、第23条、第24条、第36条第6項、第39条第1号及び第47条第1項中「保安」とあるのは、「品質保証」とする。
- ・第18条から第52条までの規定中「発電用原子炉施設の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。

(削る)

また、研開炉規則第102条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る研開炉設計等品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）をいう。

な措置を体系的に実施することにより、適正な機器を発電用原子炉施設に使用されることにより、原子力の安全を確保することをいう。以下同じ。)とする。

- ・第2条第2項第2号中「保安」を「品質保証」とする。

・第2条第2項第7号以下「発電用原子炉施設」を「型式設計特定機器」とする。

・第3条以下「発電用原子炉設置者」を「製造者等」とする。

・第3条第2項第8号中「保安」を「品質保証」とする。

・第3条第6項中「保安」を「品質保証（その設計が基準に適合していると確認された型式設計特定機器と同じ設計を有する型式設計特定機器が、均一性を有することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。

・第3条第7項以下「保安」を「品質保証」とする。

・第18条第2号以下「発電用原子炉施設の外部の者」を「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。

・第36条第6項中「他の発電用原子炉設置者」を「他の関係者」とする。

(新設)

この場合において、研開炉設計等品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・第1条中「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第2条から第55条までの規定中「発電用原子炉設置者」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」と、「発電用原子炉施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第2条第2項第1号中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の3第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。以下同じ。）」とする。
- ・第2条第2項第2号、第3条第2項第8号、第5条第2号から第5号まで、第8条第6号、第13条、第19条第2号、第29条第2項第3号及び第55条第1項中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動」とする。
- ・第3条第6項中「保安」とあるのは、「品質保証（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の3第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。
- ・第3条第7項、第20条、第23条、第24条、第36条第6項、第39条第1号及び第47条第1項中「保安」とあるのは、「品質保証」とする。
- ・第18条から第52条までの規定中「発電用原子炉施設の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。

(7) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し」と

(6) 実用炉規則第107条第1項第8号又は研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することができる範囲」とは、型式指

は、型式指定を受けようとする型式設計特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲を限定することをいう。この際、1.(4)の範囲に適合しているものであること。

(8) 实用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、工事計画認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1.(5)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、工事計画認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(削る)

(削る)

(9) 实用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施

定を受けようとする特定機器を使用できる発電用原子炉施設の範囲をいい、対応する型式証明における使用できる範囲に適合していなければならない。

(7) 实用炉規則第107条第1項第8号又は研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する場合」とは、型式指定に際して、原子炉等規制法第43条の3の9に基づく、工事計画認可申請時に別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

(8) 实用炉規則第108条又は研開炉規則第103条の「型式指定の変更の承認」は、实用炉規則第107条又は研開炉規則第102条の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が同条第1項第5号から8号に掲げる事項を変更するために承認を受けることをいう。

(9) 实用炉規則第109条又は研開炉規則第104条の「型式指定に係る変更の届出」は、实用炉規則第107条又は研開炉規則第102条の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が同条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を変更したことを届け出ることをいう。

(10) 实用炉規則又は研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請範囲に応じて「発電用原子炉施設の

<p><u>設の工事計画に係る手続ガイド（原規技発第 13061920 号（平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定）。以下「工事計画手続ガイド」という。）の例による。</u></p> <p><u>ただし、規則別表第 3 の下欄に掲げる外運搬規則第 6 条又は第 7 条及び第 1 1 条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書については、外運搬規則第 2 1 条第 1 項第 2 号の説明書の例による。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>工事計画の手続きガイド（原規総発第 13061920 号（平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定））」を準用するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>
---	---